

指定管理者指定議案 説明資料

令和 4 年 12 月

浜田市議会定例会議

目 次

議案第 76 号	指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場）	1
議案第 77 号	指定管理者の指定について（浜田市室内プール）	3
議案第 78 号	指定管理者の指定について（ラ・ペアーレ浜田）	6
議案第 79 号	指定管理者の指定について （浜田市金城総合運動公園及び浜田市今福スポーツ広場施設）	9
議案第 80 号	指定管理者の指定について（浜田市あさひやすらぎの家）	12
議案第 81 号	指定管理者の指定について （浜田市火葬場及び浜田市弥栄火葬場）	13
議案第 82 号	指定管理者の指定について（浜田市旭火葬場）	15
議案第 83 号	指定管理者の指定について（浜田市三隅火葬場）	16
議案第 84 号	指定管理者の指定について（浜田市都川交流促進施設）	17
議案第 85 号	指定管理者の指定について（浜田市石州和紙会館）	18
議案第 86 号	指定管理者の指定について（浜田市農産物集出荷貯蔵施設）	20
議案第 87 号	指定管理者の指定について（浜田市地域資源循環活用施設）	21
議案第 88 号	指定管理者の指定について（浜田市浜田漁港水産物荷捌所）	22
議案第 89 号	指定管理者の指定について（浜田市国民宿舎千豊苑）	23
議案第 90 号	指定管理者の指定について （浜田市美又温泉国民保養センター）	26

（参考）指名理由区分

ア	施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
イ	地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合
ウ	公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合
エ	現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき
オ	その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合

議案第 76 号 指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場）

〔施設所管課〕 総務部 行財政改革推進課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	浜田ビルメンテナンス株式会社	浜田ビルメンテナンス株式会社
指定の期間	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 （3 年間）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 （3 年間）
納 付 金	79,730,000 円 (3 年間の合計金額)	55,866,000 円 (3 年間の合計金額)

2 次期指定管理者の概要 (令和 4 年 8 月 10 日現在)

名 称	浜田ビルメンテナンス株式会社 (代表取締役 石井 信幸)
所 在 地	浜田市港町 299 番地 17
設 立	昭和 59 年 11 月 29 日
資 本 金	10,000,000 円
従 業 員 数	115 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市有料駐車場	
	栄町駐車場	道分山立体駐車場
所 在 地	浜田市新町 33 番地	浜田市黒川町 4181 番地
敷 地 面 積	1,341.42 m ²	1,406.95 m ²
建 物 構 造	—	鉄骨造陸屋根 8 階建
延 床 面 積	—	6,458.44 m ²
施 設 内 容	40 台	244 台
開 設 年 月	昭和 46 年 3 月	平成 16 年 4 月 (平成 3 年 1 月築)
設 置 目 的	道路交通の円滑化及び自動車を利用する者の利便に資する。	

4 指定管理者の選定方法等

選 定 方 法	公募 〔公募期間〕 令和 4 年 7 月 1 日～同年 8 月 10 日 〔申請者〕 1 者
選定委員会の審査結果	浜田市指定管理者選定委員会を本年 10 月 13 日に開催し、委員 9 人（識見者 6 人、受益者及び関係団体代表者 3 人）で審査が行われた。 〔採点結果〕 1 位 浜田ビルメンテナンス(株) 519 点/700 点満点 (平均 57.6 点)
選 定 理 由	浜田市指定管理者選定委員会の答申を踏まえて、提案内容や経営状況等を総合的に勘案し、適していると判断したため。

■採点結果（参考）

審査項目（◆審査基準）		配点	浜田ビルメンテナ ナンス(株)
1	指定管理業務実施にあたっての基本的な事項 ◆指定管理業務実施にあたっての基本的な方針は、地域の特性や施設の設置目的に適しているか。 ◆適切な数値目標が設定されているか。また、目標達成に向けた取組が、具体的かつ効果的か。	20点	15.4点
2	利用者の平等な利用の確保のための方策 ◆平等な利用が確保されているか。	5点	3.6点
3	施設の効用の発揮とサービスの向上を図るための方策 ◆施設を効果的・効率的に運営できる内容か。 ◆利用者に対するサービスの向上や施設の利用促進が期待できるか。 ◆利用者ニーズを的確に把握し、反映できるものか。	20点	13.7点
4	施設の管理運営を安定して行うための方策 ◆申請団体の経営は安定しているか。 ◆類似施設の運営実績や関連する事業の実績があるか。 ◆組織体制や従業員配置は適切か。また、必要な有資格者等が確保されているか。 ◆従業員への研修等の人材育成の取組は確保されているか。 ◆個人情報の保護に関する管理体制や措置は適正か。 ◆利用者の苦情トラブルの未然防止策と発生時の対応策は適切か。	20点	15.4点
5	各種業務の計画 ◆施設及び設備の維持管理計画は、正常かつ継続的に管理運営できる内容か。 ◆保安警備計画は、平常時から利用者等が安心して施設を利用できる内容か。 ◆管理運営の移行計画は、円滑に業務を開始できる内容か。	5点	3.7点
6	安全管理のための方策 ◆利用者や従業員の事故防止等の安全確保に関する予防策や体制は適切か。 ◆事故や災害等の緊急時の連絡体制や安全確保策は確実に整備されているか。	10点	8.0点
7	収支計画の妥当性及び納付金 ◆収支計画の内容は妥当か。 ◆納付金の提案額	20点	14.3点
合 計		100点	74.1点

※得点は700点満点（各委員100点満点）で、委員9人が採点した審査項目ごとの最高点と最低点を除いた得点を合算して算出した全体の合計による。

[得点の考え方]

得点の考え方	5点満点	10点満点	15点満点	20点満点
特に優れている	5点	10点	15点	20点
優れている	4点	8点	12点	16点
普通	3点	6点	9点	12点
やや劣る	2点	4点	6点	8点
劣る	1点	2点	3点	4点
未記入、審査基準を満たしていない	0点	0点	0点	0点

議案第 77 号 指定管理者の指定について（浜田市室内プール）

〔施設所管課〕 教育委員会 文化スポーツ課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団	公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 （5 年間）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日 （5 年間）
指定管理料	0 円	0 円

2 次期指定管理者の概要 (令和 4 年 5 月 25 日現在)

名 称	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 (理事長 石本 一夫)
所 在 地	浜田市黒川町 4175 番地
設 立	平成 8 年 7 月 1 日
基 本 財 産	70,000,000 円
従 業 員 数	44 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市室内プール
所 在 地	浜田市黒川町 3735 番地 1
敷 地 面 積	1,531.38 m ²
建 物 構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
延 床 面 積	956.60 m ²
施 設 内 容	1階 プール (25m×6コース)、受付、事務室、指導員室、 シャワー室、サウナ、更衣室、機械室 他 2階 会議室
開 設 年 月	平成 27 年 4 月 (昭和 62 年 6 月築)
設 置 目 的	スポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な発達に寄与する。

4 指定管理者の選定方法等

選 定 方 法	公募 [公募期間] 令和 4 年 4 月 15 日～同年 5 月 25 日 [申請者] 1 者
選定委員会の審査結果	浜田市指定管理者選定委員会を本年 7 月 12 日に開催し、委員 10 人 (識見者 6 人、受益者及び関係団体代表者 4 人) で審査が行われた。 [採点結果] 1 位 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 582 点/800 点満点 (平均 72.8 点)

選 定 理 由	提案内容や経営状況等を総合的に勘案し、この申請者が適していると判断したため。
---------	--

■採点結果（参考）

審査項目（◆審査基準）		配点	(公財)浜田市教育文化振興事業団
1	指定管理業務実施にあたっての基本的な事項 ◆指定管理業務実施にあたっての基本的な方針は、地域の特性や施設の設置目的に適しているか。 ◆適切な数値目標が設定されているか。また、目標達成に向けた取組が、具体的かつ効果的か。	20点	15.5点
2	利用者の平等な利用の確保のための方策 ◆平等な利用が確保されているか。	5点	3.5点
3	施設の効用の発揮とサービスの向上を図るための方策 ◆施設を効果的・効率的に運営できる内容か。 ◆利用者に対するサービスの向上や施設の利用促進が期待できるか。 ◆利用者ニーズを的確に把握し、反映できるものか。	25点	18.8点
4	施設の管理運営を安定して行うための方策 ◆申請団体の経営は安定しているか。 ◆類似施設の運営実績や関連する事業の実績があるか。 ◆組織体制や従業員配置は適切か。また、必要な有資格者等が確保されているか。 ◆従業員への研修等の人材育成の取組は確保されているか。 ◆現在、施設に従事している従業員の雇用に配慮したものか。 ◆個人情報の保護に関する管理体制や措置は適正か。 ◆利用者の苦情トラブルの未然防止策と発生時の対応策は適切か。	20点	13.5点
5	各種業務の計画 ◆施設及び設備の維持管理計画は、正常かつ継続的に管理運営できる内容か。 ◆保安警備計画は、平常時から利用者等が安心して施設を利用できる内容か。 ◆管理運営の移行計画は、円滑に業務を開始できる内容か。	5点	3.8点
6	安全管理のための方策 ◆利用者や従業員の事故防止等、考えられる安全確保のための予防策やその体制は適切か。 ◆事故や災害等の緊急時の連絡体制や安全確保策は整備されているか。	10点	7.3点
7	収支計画の妥当性 ◆収支計画の内容は妥当か。	15点	10.5点
合 計		100点	72.8点

※得点は800点満点（各委員100点満点）で、委員10人が採点した審査項目ごとの最高点と最低点を除いた得点を合算して算出した全体の合計による。

[得点の考え方]

得点の考え方	5点満点	10点満点	15点満点	20点満点	25点満点
特に優れている	5点	10点	15点	20点	25点
優れている	4点	8点	12点	16点	20点
普通	3点	6点	9点	12点	15点
やや劣る	2点	4点	6点	8点	10点
劣る	1点	2点	3点	4点	5点
未記入、審査基準を満たしていない	0点	0点	0点	0点	0点

議案第 78 号 指定管理者の指定について（ラ・ペアーレ浜田）

〔施設所管課〕 教育委員会 文化スポーツ課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	シンコースポーツ中国株式会社	シンコースポーツ中国株式会社
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 （5 年間）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日 （5 年間）
指定管理料	34,220,000 円（5 年間の合計額）	51,870,000 円（5 年間の合計額）

2 次期指定管理者の概要 (令和 4 年 6 月 30 日現在)

名 称	シンコースポーツ中国株式会社（代表取締役 石崎 健太）
所 在 地	広島県広島市東区東蟹屋町 5 番 5 号
設 立	平成 28 年 4 月 1 日
資 本 金	10,000,000 円
従 業 員 数	299 人

3 施設の概要

施設の名称	ラ・ペアーレ浜田
所 在 地	浜田市浅井町 64 番地 14
敷 地 面 積	2,970.00 m ²
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
延 床 面 積	1,831.00 m ²
施 設 内 容	1 階 ロビー、事務室、健康相談室、機械室 2 階 温水プール（15m×5 コース）、多目的ホール、 トレーニングルーム、更衣室、シャワー室 3 階 教養室 1～3、和室
開 設 年 月	平成 22 年 4 月（平成 7 年 12 月築）
設 置 目 的	市民の健康づくり及び生きがいを支援し、もって市民の福祉の向上に資する。

4 指定管理者の選定方法等

選 定 方 法	公募 〔公募期間〕 令和 4 年 7 月 1 日～同年 8 月 10 日 〔申請者〕 1 者
選定委員会の審査結果	浜田市指定管理者選定委員会を本年 10 月 13 日に開催し、委員 8 人（識見者 5 人、受益者及び関係団体代表者 3 人）で審査が行われた。 〔採点結果〕 1 位 シンコースポーツ中国株式会社 446 点/600 点満点（平均 74.3 点）

選 定 理 由	提案内容や経営状況等を総合的に勘案し、この申請者が適していると判断したため。
---------	--

■採点結果（参考）

審査項目（◆審査基準）	配点	シンコースポーツ中国(株)
1 指定管理業務実施にあたっての基本的な事項 ◆指定管理業務実施にあたっての基本的な方針は、地域の特性や施設の設置目的に適しているか。 ◆適切な数値目標が設定されているか。また、目標達成に向けた取組が、具体的かつ効果的か。	20点	14.7点
2 利用者の平等な利用の確保のための方策 ◆平等な利用が確保されているか。	5点	3.7点
3 施設の効用の発揮とサービスの向上を図るための方策 ◆施設を効果的・効率的に運営できる内容か。 ◆利用者に対するサービスの向上や施設の利用促進が期待できるか。 ◆利用者ニーズを的確に把握し、反映できるものか。	20点	14.0点
4 施設の管理運営を安定して行うための方策 ◆申請団体の経営は安定しているか。 ◆類似施設の運営実績や関連する事業の実績があるか。 ◆組織体制や従業員配置は適切か。また、必要な有資格者等が確保されているか。 ◆従業員への研修等の人材育成の取組は確保されているか。 ◆現在、施設に従事している従業員の雇用に配慮したものか。 ◆個人情報の保護に関する管理体制や措置は適正か。 ◆利用者の苦情トラブルの未然防止策と発生時の対応策は適切か。	20点	14.7点
5 各種業務の計画 ◆施設及び設備の維持管理計画は、正常かつ継続的に管理運営できる内容か。 ◆保安警備計画は、平常時から利用者等が安心して施設を利用できる内容か。 ◆管理運営の移行計画は、円滑に業務を開始できる内容か。	5点	4.0点
6 安全管理のための方策 ◆利用者や従業員の事故防止等、考えられる安全確保のための予防策やその体制は適切か。 ◆事故や災害等の緊急時の連絡体制や安全確保策は整備されているか。	10点	8.0点
7 収支計画の妥当性及び指定管理料 ◆収支計画の内容は妥当か。 ◆指定管理料の提案額	20点	15.3点
合計	100点	74.3点

※得点は600点満点（各委員100点満点）で、委員8人が採点した審査項目ごとの最高点と最低点を除いた得点を合算して算出した全体の合計による。

〔得点の考え方〕

得点の考え方	5点満点	10点満点	15点満点	20点満点
特に優れている	5点	10点	15点	20点
優れている	4点	8点	12点	16点
普通	3点	6点	9点	12点
やや劣る	2点	4点	6点	8点
劣る	1点	2点	3点	4点
未記入、審査基準を満たしていない	0点	0点	0点	0点

議案第 79 号 指定管理者の指定について（浜田市金城総合運動公園及び浜田市今福スポーツ広場施設）

〔施設所管課〕 教育委員会 文化スポーツ課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	共同事業体浜田 B & F	共同事業体浜田 B & F
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 (5 年間)	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日 (5 年間)
指定管理料	102,250,000 円(5 年間の合計金額)	118,300,000 円(5 年間の合計金額)

2 次期指定管理者の概要

(令和 4 年 5 月 25 日現在)

名 称	共同事業体浜田 B & F 【代表者】 浜田市港町 299 番地 17 浜田ビルメンテナンス株式会社（代表取締役 石井 信幸） 【構成員】 浜田市紺屋町 68 番地 特定非営利活動法人浜田フットサルクラブ
所 在 地	浜田市港町 299 番地 17
設 立	平成 29 年 6 月 30 日
資 本 金	10,000,000 円
従 業 員 数	106 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市金城総合運動公園
所 在 地	浜田市金城町七条イ 982 番地
敷 地 面 積	52,801.00 m ²
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
延 床 面 積	5,982.38 m ²
施 設 内 容	①総合体育館ふれあいジム・かなぎ A 競技場 888 m ² 、B 競技場 1,869.5 m ² 、トレーニング室、会議室、事務室、ロッカー室、シャワー室 ②多目的広場 グラウンド 10,700 m ² 、夜間照明設備 ③多目的コート 砂入人工芝コート、夜間照明設備
開 設 年 月	①平成 4 年 8 月（平成 4 年 8 月築） ②③昭和 63 年 3 月（昭和 63 年 3 月築）
設 置 目 的	スポーツを通して市民の健康増進及び連帯意識の高揚を図り、もって市民の福祉の向上に寄与する。

施設の名称	浜田市今福スポーツ広場
所在地	浜田市金城町今福 1469 番地 2
敷地面積	48,155.00 m ²
建物構造	木造平家建（管理棟、器具庫、休憩所、東屋（コース内休憩所））
延床面積	178.81 m ²
施設内容	①野球場 センター100m 両翼 85m ②ゲートボール場 1,560 m ² コート 2 面 ③グラウンドゴルフ場 1 16 ホール （日本グラウンド・ゴルフ協会未公認コース） ④グラウンドゴルフ場 2 8 ホール×2 コース （日本グラウンド・ゴルフ協会認定コース） ⑤管理棟 50.00 m ² ⑥器具庫 79.49 m ² ⑦休憩所 15.52 m ² ⑧東屋（コース内休憩所） 33.80 m ²
開設年月	①昭和 62 年 3 月（昭和 62 年 3 月築） ②③⑤⑥⑧平成 11 年 4 月（平成 11 年 3 月築） ④平成 25 年 12 月（平成 25 年 9 月築） ⑦平成 17 年 8 月（平成 17 年 8 月築）
設置目的	スポーツを通して市民の健康増進及び連帯意識の高揚を図り、もって市民の福祉の向上に寄与する。

4 指定管理者の選定方法等

選定方法	公募 [公募期間] 令和 4 年 4 月 15 日～同年 5 月 25 日 [申請者] 1 者
選定委員会の審査結果	浜田市指定管理者選定委員会を本年 7 月 12 日に開催し、委員 10 人（識見者 6 人、受益者及び関係団体代表者 4 人）で審査が行われた。 [採点結果] 1 位 共同事業体浜田 B & F 602 点/800 点満点（平均 75.3 点）
選定理由	提案内容や経営状況等を総合的に勘案し、この申請者が適していると判断したため。

■採点結果（参考）

審査項目（◆審査基準）	配点	共同事業体 浜田 B & F
1 指定管理業務実施にあたっての基本的な事項 ◆指定管理業務実施にあたっての基本的な方針は、地域の特性や施設の設置目的に適しているか。 ◆適切な数値目標が設定されているか。また、目標達成に向けた取組が、具体的かつ効果的か。	20 点	15.5 点
2 利用者の平等な利用の確保のための方策 ◆平等な利用が確保されているか。	5 点	3.5 点
3 施設の効用の発揮とサービスの向上を図るための方策 ◆施設を効果的・効率的に運営できる内容か。 ◆利用者に対するサービスの向上や施設の利用促進が期待できるか。 ◆利用者ニーズを的確に把握し、反映できるものか。 ◆広報（ホームページや SNS 含む）計画が効果的に図られているか。	20 点	14.0 点
4 施設の管理運営を安定して行うための方策 ◆申請団体の経営は安定しているか。 ◆類似施設の運営実績や関連する事業の実績があるか。 ◆組織体制や従業員配置は適切か。また、必要な有資格者等が確保されているか。 ◆従業員への研修等の人材育成の取組は確保されているか。 ◆現在、施設に従事している従業員の雇用に配慮したものか。 ◆個人情報の保護に関する管理体制や措置は適正か。 ◆利用者の苦情トラブルの未然防止策と発生時の対応策は適切か。	20 点	16.0 点
5 各種業務の計画 ◆施設及び設備の維持管理計画は、正常かつ継続的に管理運営できる内容か。 ◆保安警備計画は、平常時から利用者等が安心して施設を利用できる内容か。 ◆管理運営の移行計画は、円滑に業務を開始できる内容か。	5 点	4.0 点
6 安全管理のための方策 ◆利用者や従業員の事故防止等、考えられる安全確保のための予防策やその体制は適切か。 ◆事故や災害等の緊急時の連絡体制や安全確保策は整備されているか。	10 点	7.8 点
7 収支計画の妥当性及び指定管理料 ◆収支計画の内容は妥当か。 ◆指定管理料の提案額	20 点	14.5 点
合 計	100 点	75.3 点

※得点は 800 点満点（各委員 100 点満点）で、委員 10 人が採点した審査項目ごとの最高点と最低点を除いた得点を合算して算出した全体の合計による。

〔得点の考え方〕

得点の考え方	5 点満点	10 点満点	15 点満点	20 点満点
特に優れている	5 点	10 点	15 点	20 点
優れている	4 点	8 点	12 点	16 点
普通	3 点	6 点	9 点	12 点
やや劣る	2 点	4 点	6 点	8 点
劣る	1 点	2 点	3 点	4 点
未記入、審査基準を満たしていない	0 点	0 点	0 点	0 点

議案第 80 号 指定管理者の指定について（浜田市あさひやすらぎの家）

〔施設所管課〕 旭支所 市民福祉課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	社会福祉法人 旭福社会	社会福祉法人 旭福社会
指定の期間	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 （3 年間）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 （3 年間）
指定管理料	1,509,000 円（3 年間の合計金額）	1,509,000 円（3 年間の合計金額）

2 次期指定管理者の概要 （令和 4 年 9 月 13 日現在）

名 称	社会福祉法人 旭福社会（理事長 大倉 美知男）
所 在 地	浜田市旭町本郷 362 番地 6
設 立	平成 12 年 11 月 13 日
基 本 財 産	770,247,607 円
従 業 員 数	役員 8 人、職員 64 人（うち、パート職員 26 人）

3 施設の概要

施設の名称	浜田市あさひやすらぎの家
所 在 地	浜田市旭町本郷 362 番地 23
敷 地 面 積	545.06 m ²
建 物 構 造	木造平家建瓦葺
延 床 面 積	162.35 m ²
施 設 内 容	玄関ホール、事務室、居室 6、ダイニング、キッチン、浴室、便所
開 設 年 月	平成 15 年 4 月（平成 15 年 2 月築）
設 置 目 的	日常生活に不安を持つ高齢者への生活指導及び生活支援を行うことにより介護予防を推進し、高齢者の健康を保持するとともに、共同生活を通じて社会的孤立感の解消を図る。

4 指定管理者の選定方法等

選 定 方 法	指名
指 名 の 理 由 区 分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選 定 理 由	この法人は、特別養護老人ホームあさひ園の管理運営を目的に設立された法人であり、平成 21 年度から指定管理者として、やすらぎの家の管理運営に携わり、業務に精通している。また、地域住民の多様なニーズにも対応できる専門的な知識を有し、地域福祉サービスの質の向上が期待できるため。

議案第 81 号 指定管理者の指定について（浜田市火葬場及び浜田市弥栄火葬場）

〔施設所管課〕 市民生活部 環境課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	有限会社ライフサポート	有限会社ライフサポート
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 （5 年間）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日 （5 年間）
指定管理料	132, 244, 000 円(5年間の合計金額)	147, 200, 000 円(5年間の合計金額)

2 次期指定管理者の概要 (令和 4 年 10 月 25 日現在)

名 称	有限会社ライフサポート（代表取締役 福田 幸夫）
所 在 地	浜田市長浜町 1595 番地
設 立	平成 10 年 3 月 10 日
資 本 金	3, 000, 000 円
従 業 員 数	4 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市火葬場
所 在 地	浜田市港町 30 番地 1
敷地面積	13, 863 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造平家建
延床面積	619. 83 m ²
施設内容	告別室、炉前ホール、収骨室、霊安室、炉室（火葬炉 3 基）、機械室 待合ホール、和室 2 室、事務室、トイレ等
開設年月	昭和 60 年 4 月
設置目的	墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する火葬場として、火葬を行う。

施設の名称	浜田市弥栄火葬場
所 在 地	浜田市弥栄町木都賀イ 2497 番地 1
敷地面積	1, 767. 02 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積	232. 37 m ²
施設内容	炉前ホール、炉室（火葬炉 1 基）、事務室、待合ホール、和室、トイレ、 機械室等
開設年月	平成 8 年 2 月
設置目的	墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する火葬場として、火葬を行う。

4 指定管理者の選定方法等

選定方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	<p>火葬業務の遂行にあたっては、専門的かつ特別な技術並びに利用者の心情や遺体の尊厳に十分配慮した運営が求められる。</p> <p>この法人は、平成10年度から浜田市火葬場の火葬業務を受託し、指定管理者制度へ移行する中で、平成18年度からは浜田市火葬場を、平成21年からは弥栄火葬場を今日まで適切に業務遂行してきた実績がある。</p> <p>これらのことから、今後も適切な管理運営が見込まれるため。</p>

議案第 82 号 指定管理者の指定について（浜田市旭火葬場）

〔施設所管課〕 市民生活部 環境課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	有限会社旭運送	有限会社旭運送
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 （5 年間）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日 （5 年間）
指定管理料	19,845,000 円（5 年間の合計金額）	14,130,000 円（5 年間の合計金額）

2 次期指定管理者の概要 （令和 4 年 10 月 25 日現在）

名 称	有限会社旭運送（代表取締役 徳川 博）
所 在 地	浜田市旭町市木 3552 番地
設 立	平成 4 年 12 月 9 日
資 本 金	3,000,000 円
従 業 員 数	7 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市旭火葬場
所 在 地	浜田市旭町今市 492 番地 1
敷 地 面 積	1,149.70 m ²
建 物 構 造	火葬棟 鉄筋コンクリート造平家建 待合所 木造平家建
延 床 面 積	154.50 m ²
施 設 内 容	炉前ホール、炉室（火葬炉 1 基）、待合室、和室 2 室、トイレ等
開 設 年 月	昭和 47 年 4 月
設 置 目 的	墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する火葬場として、火葬を行う。

4 指定管理者の選定方法等

選 定 方 法	指名
指 名 の 理 由 区 分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選 定 理 由	火葬業務の遂行にあたっては、専門的かつ特別な技術並びに利用者の心情や遺体の尊厳に十分配慮した運営が求められる。 この法人は、平成 17 年度から旭火葬場管理業務を受託し、今日まで適切に業務遂行してきた実績がある。 これらのことから、今後も適切な管理運営が見込まれるため。

議案第 83 号 指定管理者の指定について（浜田市三隅火葬場）

〔施設所管課〕 市民生活部 環境課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	合資会社三隅霊奉苑	合資会社三隅霊奉苑
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 （5 年間）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日 （5 年間）
指定管理料	47,157,000 円（5 年間の合計金額）	60,205,000 円（5 年間の合計金額）

2 次期指定管理者の概要 （令和 4 年 10 月 25 日現在）

名 称	合資会社三隅霊奉苑（代表社員 細川 美智夫）
所 在 地	浜田市三隅町向野田 458 番地
設 立	平成 18 年 1 月 5 日
資 本 金	200,000 円
従 業 員 数	3 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市三隅火葬場
所 在 地	浜田市三隅町西河内 1956 番地
敷 地 面 積	5,435 m ²
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造平家建
延 床 面 積	495.52 m ²
施 設 内 容	炉前ホール、収骨室、炉室（火葬炉 2 基）、事務室、待合ロビー、和室 2 室、トイレ等
開 設 年 月	平成 9 年 4 月
設 置 目 的	墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する火葬場として、火葬を行う。

4 指定管理者の選定方法等

選 定 方 法	指名
指 名 の 理 由 区 分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選 定 理 由	火葬業務の遂行にあたっては、専門的かつ特別な技術並びに利用者の心情や遺体の尊厳に十分配慮した運営が求められる。この法人は、平成 18 年度から指定管理者として三隅火葬場を管理運営しており、今日まで適切に業務遂行してきた実績がある。 これらのことから、今後も適切な管理運営が見込まれるため。

議案第 84 号 指定管理者の指定について（浜田市都川交流促進施設）

〔施設所管課〕 旭支所 産業建設課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	都川自治会	都川自治会
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 （5 年間）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日 （5 年間）
指定管理料	0 円	0 円

2 次期指定管理者の概要

（令和 4 年 10 月 27 日現在）

名 称	都川自治会
所 在 地	浜田市旭町都川 884 番地
設 立	昭和 42 年 4 月
資 本 金	—
従 業 員 数	自治会員 107 戸

3 施設の概要

施設の名称	浜田市都川交流促進施設
所 在 地	浜田市旭町都川 920 番地
敷 地 面 積	2,896.00 m ²
建 物 構 造	木造平家建 2 棟
延 床 面 積	102.00 m ² （タイプⅠ 57 m ² 、タイプⅡ 45 m ² ）
施 設 内 容	簡易宿泊施設（2 棟）
開 設 年 月	平成 8 年 7 月（平成 8 年 6 月築）
設 置 目 的	市民の交流活動及び休養、健康増進に資する。

4 指定管理者の選定方法等

選 定 方 法	指名
指 名 の 理 由 区 分	イ 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合
選 定 理 由	自治会組織の持つ能力を活用し、地域住民等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、地域活性化の一層の増進を図ることが可能と判断したため。

議案第 85 号 指定管理者の指定について（浜田市石州和紙会館）

〔施設所管課〕 三隅支所 防災自治課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	(浜田市直営)	公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団
指定の期間	—	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日 (2 年間)
指定管理料	—	37,100,000 円 (2 年間の合計金額)

2 次期指定管理者の概要

(令和 4 年 5 月 25 日現在)

名 称	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 (理事長 石本 一夫)
所 在 地	島根県浜田市黒川町 4175 番地
設 立	平成 8 年 7 月 1 日
基 本 財 産	70,000,000 円
従 業 員 数	44 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市石州和紙会館
所 在 地	浜田市三隅町古市場 589 番地
敷 地 面 積	5,253.54 m ²
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建
延 床 面 積	455.72 m ²
施 設 内 容	和紙展示室・ショップ、紙漉き場・体験場、事務室、煮熟室、選別・裁断室、在庫作業室、機材倉庫、倉庫、ボイラー室、トイレ
開 設 年 月	平成 20 年 10 月 (平成 20 年 9 月築)
設 置 目 的	国の重要無形文化財に指定され、及びユネスコ無形文化遺産に登録された石州半紙その他の石州和紙の手すき技術の伝承を図るとともに、その情報発信及び普及を推進する。

4 指定管理者の選定方法等

選定方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	<p>1 教育・文化に関する公益事業を行う法人であり、公益性の高い石州和紙会館の管理に適合する。</p> <p>2 法人の構成員（理事）に、令和2年から石州半紙技術者を有しており、石州和紙・石州半紙に精通するほか、和紙事業者と十分に連携できる。</p> <p>3 複数の教育・文化施設を管理運営しており、連携・協力体制が既に構築されている。</p> <p>4 現在、三隅中央公園内において、「アクアみすみ」「石正美術館」「三隅中央会館」の各施設の指定管理を受けており、和紙会館も含め一体的な管理が可能と考える。</p>

議案第 86 号 指定管理者の指定について（浜田市農産物集出荷貯蔵施設）

〔施設所管課〕 弥栄支所 産業建設課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	弥栄村施設野菜組合	弥栄村施設野菜組合
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 （5 年間）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日 （5 年間）
指定管理料	0 円	0 円

2 次期指定管理者の概要 （令和 4 年 11 月 7 日現在）

名 称	弥栄村施設野菜組合（組合長 串崎 昭徳）
所 在 地	浜田市弥栄町稲代 95 番地 5
設 立	平成 15 年 2 月 14 日
資 本 金	0 円
従 業 員 数	8 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市農産物集出荷貯蔵施設
所 在 地	浜田市弥栄町長安本郷 524 番地 1
敷 地 面 積	824.00 m ²
建 物 構 造	木造平家建
延 床 面 積	108.00 m ²
施 設 内 容	農産物集出荷貯蔵施設、予冷库 1 台、野菜類袋詰機 2 台
開 設 年 月	平成 16 年 7 月（平成 16 年 2 月築）
設 置 目 的	葉物野菜を中心とした農産物の集出荷及び貯蔵の施設を利用することにより農業生産の拡大を図り、活力ある農業農村づくりに資する。

4 指定管理者の選定方法等

選 定 方 法	指名
指 名 の 理 由 区 分	イ 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合
選 定 理 由	この団体は、当該施設の管理を開設時から受託し、平成 17 年度からは指定管理者として適切に管理運営している。また、地域との結びつきの強い 3 組織で構成され、きめの細かい効率的な管理運営を実施することで、住民サービスの充実と向上が期待できるため。

議案第 87 号 指定管理者の指定について（浜田市地域資源循環活用施設）

〔施設所管課〕 弥栄支所 産業建設課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	島根県農業協同組合いわみ中央地区本部	島根県農業協同組合いわみ中央地区本部
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 （5 年間）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日 （5 年間）
指定管理料	0 円	0 円

2 次期指定管理者の概要

（令和 4 年 11 月 7 日現在）

名 称	島根県農業協同組合いわみ中央地区本部（常務理事本部長 佐々木 豊）
所 在 地	浜田市黒川町 3741 番地
設 立	平成 27 年 3 月 1 日
資 本 金	1,726,463,000 円
従 業 員 数	245 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市地域資源循環活用施設
所 在 地	浜田市弥栄町大坪 612 番地 4
敷 地 面 積	103,131.14 m ²
建 物 構 造	木造平家建
延 床 面 積	279.00 m ²
施 設 内 容	地域資源循環活用施設、畜糞発酵装置 1 台、袋詰機 1 台、マニアスプレッダ 1 台
開 設 年 月	平成 16 年 3 月（平成 16 年 3 月築）
設 置 目 的	肉用牛農家、木材加工施設等から排出される有用な資源を有効に活用し、良質な堆肥の生産を通じた有機肥料の安定供給を図り、農産物の生産拡大に資する。

4 指定管理者の選定方法等

選 定 方 法	指名
指 名 の 理 由 区 分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選 定 理 由	この団体は、良質な堆肥の生産に必要な専門的かつ高度な技術を有しており、当該施設の管理を開設時から受託し、平成 17 年度からは指定管理者として適切に管理運営している。 また、隣接する浜田市弥栄町肉用牛改良流通センターの業務を受託しており、一体的かつ効率的な管理運営が期待できるため。

議案第 88 号 指定管理者の指定について（浜田市浜田漁港水産物荷捌所）

〔施設所管課〕 産業経済部 水産振興課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	漁業協同組合 J F しまね	漁業協同組合 J F しまね
指定の期間	令和 2 年 7 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日（2 年 9 か月間）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日（5 年間）
指定管理料	0 円	0 円

2 次期指定管理者の概要 （令和 4 年 10 月 13 日現在）

名 称	漁業協同組合 J F しまね（代表理事長 岸 宏）
所 在 地	島根県松江市御手船場町 575 番地
設 立	平成 18 年 1 月 4 日
資 本 金	2,768,220,000 円
従 業 員 数	145 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市浜田漁港水産物荷捌所			
所 在 地	島根県浜田市原井町 3025 番地及び 3050 番地			
敷地面積	27,556.38 m ²			
施 設 内 容	建物名称	構 造	階 数	延面積(m ²)
	4 号荷捌所	鉄骨造	2 階建	7,852.75
	7 号荷捌所	鉄骨造	2 階建	8,113.70
	清浄海水施設	鉄骨造	平家建	115.20
	駐輪場	鉄骨造	平家建	20.28
	合 計			16,101.93
開設年月	令和 2 年 7 月（4 号荷捌所 令和 5 年 3 月新築予定） （7 号荷捌所 令和 2 年 3 月新築）			
設置目的	生鮮水産物等を高度に衛生管理し、その流通の円滑化を図り、もって魚価の向上等による漁業の振興に資する。			

4 指定管理者の選定方法等

選定方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	当該団体は、浜田水産物地方卸売市場の開設者であるとともに、当該市場の卸売業者であり、市場業務に精通しており、関係機関・関係者と連携した適切な管理運営を行うことができるため。

議案第 89 号 指定管理者の指定について（浜田市国民宿舎千畳苑）

〔施設所管課〕 産業経済部 観光交流課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	株式会社かいげつ	株式会社かいげつ
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 （5 年間）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 （3 年間）
納 付 金	108,000,000 円(5年間の合計金額)	60,000,000 円(3年間の合計金額)

2 次期指定管理者の概要 (令和 4 年 5 月 25 日現在)

名 称	株式会社かいげつ（代表取締役 齋藤 敦夫）
所 在 地	兵庫県洲本市海岸通一丁目 3 番 11 号
設 立	平成 20 年 7 月 1 日
資 本 金	0 円
従 業 員 数	611 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市国民宿舎千畳苑
所 在 地	浜田市下府町 2164 番地 85
敷 地 面 積	14,357.49 m ²
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建
延 床 面 積	3,788.32 m ²
施 設 内 容	宿泊施設、温泉入浴施設、食堂、売店、駐車場 他
開 設 年 月	平成 11 年 4 月（平成 11 年 3 月築）
設 置 目 的	国民の保養及び健康の増進を図り、併せて本市観光事業の発展に資する。

4 指定管理者の選定方法等

選 定 方 法	公募 〔公募期間〕 令和 4 年 4 月 15 日～同年 5 月 25 日 〔申請者〕 1 者
選定委員会の審査結果	浜田市指定管理者選定委員会を本年 7 月 22 日に開催し、委員 9 人（識見者 6 人、受益者及び関係団体代表者 3 人）で審査が行われた。 〔採点結果〕 1 位 株式会社かいげつ 546 点/700 点満点（平均 78.0 点）
選 定 理 由	提案内容、類似施設運営実績及び経営状況等を勘案した結果、この申請者が適していると判断したため。

■採点結果（参考）

審査項目（◆審査基準）	配点	(株)かいげつ
1 指定管理業務実施にあたっての基本的な事項	20点	16.0点
◆指定管理業務実施にあたっての基本的な方針は、地域の特性や施設の設置目的に適しているか。		
◆適切な数値目標が設定されているか。また、目標達成に向けた取組が、具体的かつ効果的か。		
2 利用者の平等な利用の確保のための方策	5点	3.4点
◆平等な利用が確保されているか。		
3 施設の効用の発揮とサービスの向上を図るための方策	20点	16.0点
◆施設を効果的・効率的に運営できる内容か。		
◆利用者に対するサービスの向上や施設の利用促進が期待できるか。		
◆利用者ニーズを的確に把握し、反映できるものか。		
4 施設の管理運営を安定して行うための方策	20点	16.6点
◆申請団体の経営は安定しているか。		
◆類似施設の運営実績や関連する事業の実績があるか。		
◆組織体制や従業員配置は適切か。また、必要な有資格者等が確保されているか。		
◆従業員への研修等の人材育成の取組は確保されているか。		
◆現在、施設に従事している従業員の雇用に配慮したものか。		
◆個人情報保護に関する管理体制や措置は適正か。		
◆利用者の苦情トラブルの未然防止策と発生時の対応策は適切か。		
5 各種業務の計画	5点	3.9点
◆施設及び設備の維持管理計画は、正常かつ継続的に管理運営できる内容か。		
◆保安警備計画は、平常時から利用者等が安心して施設を利用できる内容か。		
◆管理運営の移行計画は、円滑に業務を開始できる内容か。		
6 安全管理のための方策	5点	3.6点
◆利用者や従業員の事故防止等、考えられる安全確保のための予防策やその体制は適切か。		
◆事故や災害等の緊急時の連絡体制や安全確保策は整備されているか。		
7 地域及び環境への配慮	10点	7.4点
◆地域への貢献・連携（地域経済活性化の取組み及びボランティア活動等）		
◆自然公園内公共施設としての環境保全に対する方策		
8 収支計画の妥当性及び納付金	15点	11.1点
◆収支計画の内容は妥当か。		
◆納付金の提案額		
合計	100点	78.0点

※得点は700点満点（各委員100点満点）で、委員9人が採点した審査項目ごとの最高点と最低点を除いた得点を合算して算出した全体の合計による。

[得点の考え方]

得点の考え方	5点満点	10点満点	15点満点	20点満点
特に優れている	5点	10点	15点	20点
優れている	4点	8点	12点	16点
普通	3点	6点	9点	12点
やや劣る	2点	4点	6点	8点
劣る	1点	2点	3点	4点
未記入、審査基準を満たしていない	0点	0点	0点	0点

議案第 90 号 指定管理者の指定について（浜田市美又温泉国民保養センター）

〔施設所管課〕 金城支所 産業建設課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	西日本トータルサービス株式会社	西日本トータルサービス株式会社
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 （1 年間）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 （3 年間）
指定管理料	3,004,000 円	0 円

2 次期指定管理者の概要 (令和 4 年 8 月 10 日現在)

名 称	西日本トータルサービス株式会社（代表取締役 上林 伸二）
所 在 地	邑智郡邑南町矢上 62 番地 1
設 立	平成 2 年 10 月 16 日
資 本 金	29,350,000 円
従 業 員 数	45 人

3 施設の概要

施設の名称	浜田市美又温泉国民保養センター
所 在 地	浜田市金城町追原 32 番地 1
敷 地 面 積	5,268.00 m ²
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4 階建
延 床 面 積	2,916.00 m ²
施 設 内 容	宿泊施設、温泉入浴施設、食堂、売店、駐車場 他
開 設 年 月	昭和 44 年 10 月（昭和 44 年 3 月築、昭和 62 年 2 月増築、平成 5 年 12 月増築）
設 置 目 的	国民の保養及び健康の増進、余暇の効果的な活用と健全なレクリエーション活動の推進を図り、もって住民福祉の向上及び地域産業経済の振興に資する。

4 指定管理者の選定方法等

選 定 方 法	公募 [公募期間] 令和 4 年 7 月 1 日～同年 8 月 10 日 [申請者] 1 者
選定委員会の審査結果	浜田市指定管理者選定委員会を本年 10 月 6 日に開催し、委員 9 人（識見者 6 人、受益者及び関係団体代表者 3 人）で審査が行われた。 〔採点結果〕 1 位 西日本トータルサービス株式会社 477 点/700 点満点（平均 68.1 点）
選 定 理 由	提案内容や経営状況等を総合的に勘案し、この申請者が適していると判断したため。

■採点結果（参考）

審査項目（◆審査基準）		配点	西日本トータルサービス(株)
1 指定管理業務実施にあたっての基本的な事項	◆指定管理業務実施にあたっての基本的な方針は、地域の特性や施設の設置目的に適しているか。	15 点	10.7 点
	◆適切な数値目標が設定されているか。また、目標達成に向けた取組が、具体的かつ効果的か。		
2 利用者の平等な利用の確保のための方策	◆平等な利用が確保されているか。	5 点	3.3 点
3 施設の効用の発揮とサービスの向上を図るための方策	◆施設を効果的・効率的に運営できる内容か。	20 点	14.9 点
	◆利用者に対するサービスの向上や施設の利用促進が期待できるか。		
	◆利用者ニーズを的確に把握し、反映できるものか。		
	◆積極的な情報発信ができる内容か。		
4 施設の管理運営を安定して行うための方策	◆申請団体の経営は安定しているか。	20 点	12.0 点
	◆類似施設の運営実績や関連する事業の実績があるか。		
	◆組織体制や従業員配置は適切か。また、必要な有資格者等が確保されているか。		
	◆従業員への研修等の人材育成の取組は確保されているか。		
	◆現在、施設に従事している従業員の雇用に配慮したものか。		
	◆個人情報の保護に関する管理体制や措置は適正か。		
	◆利用者の苦情トラブルの未然防止策と発生時の対応策は適切か。		
5 各種業務の計画	◆施設及び設備の維持管理計画は、正常かつ継続的に管理運営できる内容か。	5 点	3.1 点
	◆保安警備計画は、平常時から利用者等が安心して施設を利用できる内容か。		
	◆管理運営の移行計画は、円滑に業務を開始できる内容か。		
6 安全管理のための方策	◆利用者や従業員の事故防止等、考えられる安全確保のための予防策やその体制は適切か。	5 点	3.1 点
	◆事故や災害等の緊急時の連絡体制や安全確保策は整備されているか。		
7 地域との連携及び協働の方策	◆積極的に地域からの原材料の調達を行い、地産地消を図る内容か。	15 点	12.0 点
	◆美又観光の推進及び他施設との連携や地域活性化が考慮された内容か。		
	◆美又地域における6次産業化が考慮された内容か。		
8 収支計画の妥当性及び納付金	◆収支計画の内容は妥当か。	15 点	9.0 点
	◆納付金の提案の有無及び提案額		
合 計		100 点	68.1 点

※得点は700点満点（各委員100点満点）で、委員9人が採点した審査項目ごとの最高点と最低点を除いた得点を合算して算出した全体の合計による。

[得点の考え方]

得点の考え方	5点満点	10点満点	15点満点	20点満点
特に優れている	5点	10点	15点	20点
優れている	4点	8点	12点	16点
普通	3点	6点	9点	12点
やや劣る	2点	4点	6点	8点
劣る	1点	2点	3点	4点
未記入、審査基準を満たしていない	0点	0点	0点	0点

議案第 91 号 指定管理者の指定について（旭温泉あさひ荘）

〔施設所管課〕 旭支所 産業建設課

1 指定管理者及び指定の期間等

	現 在	次 期
指定管理者	旭温泉旅館組合	株式会社バーチュアス
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 （1 年間）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日 （5 年間）
指定管理料	9,943,000 円（1 年間の合計金額）	48,604,000 円（5 年間の合計金額）

2 次期指定管理者の概要 （令和 4 年 10 月 25 日現在）

名 称	株式会社バーチュアス（代表取締役社長 今宮 和徳）
所 在 地	浜田市旭町今市 278 番地
設 立	令和 4 年 6 月 23 日
資 本 金	500,000 円
従 業 員 数	0 人

3 施設の概要

施設の名称	旭温泉あさひ荘
所 在 地	浜田市旭町木田 954 番地 3
敷 地 面 積	3,578.00 m ²
建 物 構 造	本館 木造平家建亜鉛鉄板瓦棒葺、休憩棟 木造平家建瓦葺
延 床 面 積	520.71 m ²
施 設 内 容	男女浴室、休憩所 2 室、駐車場、駐輪場 他
開 設 年 月	平成 26 年 8 月（平成 26 年 6 月築）
設 置 目 的	旭温泉を活用し、市民の心身の健康の増進を図るとともに、地域経済の活性化に寄与する。

4 指定管理者の選定方法等

選 定 方 法	公募 〔公募期間〕 令和 4 年 7 月 1 日～同年 8 月 10 日 〔申請者〕 1 者
選定委員会の審査結果	浜田市指定管理者選定委員会を本年 10 月 6 日に開催し、委員 9 人（識見者 6 人、受益者及び関係団体代表者 3 人）で審査が行われた。 〔採点結果〕 1 位 株式会社バーチュアス 465 点/700 点満点（平均 66.4 点）
選 定 理 由	提案内容や経営状況等を総合的に勘案し、この申請者が適していると判断したため。

■採点結果（参考）

審査項目（◆審査基準）	配点	(株)バーチャアス
1 指定管理業務実施にあたっての基本的な事項	15 点	9.4 点
◆指定管理業務実施にあたっての基本的な方針は、地域の特性や施設の設置目的に適しているか。		
◆適切な数値目標が設定されているか。また、目標達成に向けた取組が、具体的かつ効果的か。		
2 利用者の平等な利用の確保のための方策	10 点	6.9 点
◆平等な利用が確保されているか。		
3 施設の効用の発揮とサービスの向上を図るための方策	20 点	14.3 点
◆施設を効果的・効率的に運営できる内容か。		
◆利用者に対するサービスの向上や施設の利用促進が期待できるか。		
◆利用者ニーズを的確に把握し、反映できるものか。		
4 施設の管理運営を安定して行うための方策	10 点	6.9 点
◆申請団体の経営は安定しているか。		
◆類似施設の運営実績や関連する事業の実績があるか。		
◆組織体制や従業員配置は適切か。また、必要な有資格者等が確保されているか。		
◆従業員への研修等の人材育成の取組は確保されているか。		
◆現在、施設に従事している従業員の雇用に配慮したものか。		
◆個人情報保護に関する管理体制や措置は適正か。		
◆利用者の苦情トラブルの未然防止策と発生時の対応策は適切か。		
5 各種業務の計画	15 点	9.9 点
◆施設及び設備の維持管理計画は、正常かつ継続的に管理運営できる内容か。		
◆保安警備計画は、平常時から利用者等が安心して施設を利用できる内容か。		
◆管理運営の移行計画は、円滑に業務を開始できる内容か。		
6 安全管理のための方策	10 点	6.6 点
◆利用者や従業員の事故防止等、考えられる安全確保のための予防策やその体制は適切か。		
◆事故や災害等の緊急時の連絡体制や安全確保策は整備されているか。		
7 収支計画の妥当性及び指定管理料	20 点	12.6 点
◆収支計画の内容は妥当か。		
◆指定管理料の提案額		
合 計	100 点	66.4 点

※得点は700点満点（各委員100点満点）で、委員9人が採点した審査項目ごとの最高点と最低点を除いた得点を合算して算出した全体の合計による。

[得点の考え方]

得点の考え方	10 点満点	15 点満点	20 点満点
特に優れている	10 点	15 点	20 点
優れている	8 点	12 点	16 点
普通	6 点	9 点	12 点
やや劣る	4 点	6 点	8 点
劣る	2 点	3 点	4 点
未記入、審査基準を満たしていない	0 点	0 点	0 点